

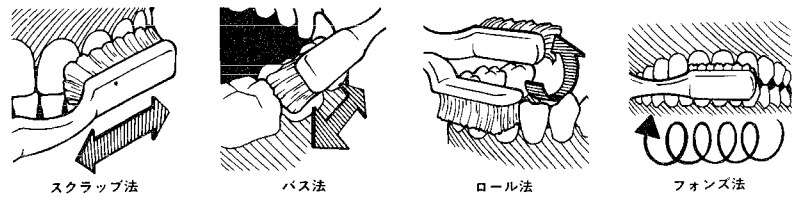
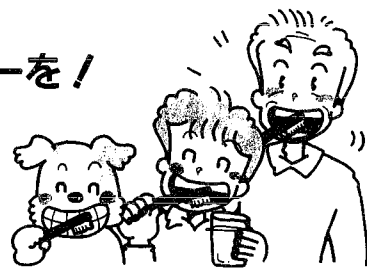
6月4日～10日「歯の衛生週間」 毎日の歯磨きが健康な歯をつくります

8020（ハチマルニイマル）運動をご存じですか。これは、約20本の歯があれば食生活に特に支障がないといわれていることから、80歳になっても自分の歯を20本は残そうという運動です。しかし、75歳以上の人の歯の本数は、平均で5本を下回っているのが現状となっています。

6月4日～10日は、歯の衛生週間です。一生を通して、自分の歯で季節の味を楽しめるよう、日頃から歯の手入れを怠らないようにしましょう。

自分に合った 歯みがき法のマスターを！

歯の形や歯質は人によって違うので、歯みがき法も年齢などによってそれぞれ異なります。歯医者さんに相談して、自分に合った歯みがき法をマスターしましょう。



よい歯ブラシとは？

● 歯毛の大きさは27mm、高さ12mm前後のもの

歯みがき剤は？

● 歯垢を除去するという点でいえば、つけてもつけなくても同じです。なるべく少なめに / あるいは週1回くらいに /

いんぽうとアニニーズ

No. 1

Q 国保ってなんのことでいいですか？

A 「国保」は国民健康保険の略称です。日常、健康なわたしたちでも、いつ、どこで病気やケガをするかわかりません。そんなとき、そのための医療費の支払いを心配することがないように、日ごろから収入に応じてお金を出し合い、病気やケガをしたときの医療費にあてるという、国民皆保険制度の一部のことです。

Q 国保には、だれでも入れるんですか？

A だれでも入れるわけではなく、国民皆保険制です。しかし国民皆保険制

度により、国民のすべてがいずれかの保険に加入していません。わが国の医療保険制度は、職域保険と地域保険に分けられます。職域保険は、会社、役所などに勤めている人が職場で加入するものです。地域保険は、どの職域保険にも加入していない自営業の人や、会社、役所などを退職された人等を対象としています。

Q 職場の保険か国保か好きな方を選ぶことができますか？

A どちらか好きな方を選んで入

年に一度は 胃がん検診

下記の日程により、胃がん検診を行います。対象者は必ず受診してください。尚、今年三月の住民検診調査表に基づいて希望者には個人案内いたします。※ 検診料五〇〇円、当日ご持参ください。※ 検診前日午後八時以降及び当日起きてから検診終了まで、食べたり、飲んだりしないでください。水、タバコもだめですのでご注意ください。

検診の日程

期 日	会 場 (受付時間)	対 象 地 域
6月28日(火)	ふれあい会館 (午前8時～10時)	矢代田1、矢代田2、松ヶ丘、天ヶ沢
6月29日(水)	ヤシロダ健康体力研究所 (午前8時～10時)	矢代田3～矢代田13
6月30日(木)	保健センター(役場) (午前8時～10時)	大川前、本町、藤巻町、新栄町、若葉町
7月1日(金)	保健センター(役場) (午前8時～11時)	高砂町、うでこぎ、新町、中央町、文京町、花園町
7月4日(月)	横川浜集落開発センター (午前8時～10時)	横川浜、小向、水田
7月4日(月)	新保地域研修センター (午前8時～10時)	新保、竜玄
7月5日(火)	鎌倉地域研修センター (午前8時～10時)	鎌倉

※ お問い合わせは国民健康保険係へ(内線39番)

地 域 保 険 (住民保険)	国民健康保険
民間企業労働者	(政府・組合) 労務健康保険
船 員	船員保険
国家公務員	国家公務員等共済組合
地方公務員	地方公務員等共済組合
私学教職員	私立学校教職員共済組合

町県民税の 特別減税が 実施されます

地方税法の一部が改正され一年限りの特例措置として、平成6年度分の個人の町県民税が減税されます。概要は次のとおり

▼減税の額 平成6年度分の個人町県民税の所得割の20%に相当する額(20万円を限度)

▼減税の方法

- 給与所得者で給与から毎月町県民税が天引きされている人は平成6年6月分と7月分は徴収されず、減税後の年税額を平成6年8月から平成7年5月までの10か月間で徴収
- 特定扶養親族(16～22歳の親族に係る控除額を、36万円から39万円に増額)
- 個人住民税均等割および所得割の非課税限度額を増額
- 法人町県民税均等割額の改定

にせ税務職員に 注意を

最近、「新設法人の税務指導に税務署の方からきた」などと話し、税務署員と思わせて新設法人等に対して税務関係の出版物を売りつけたり、入会金、研修会費あるいは購読料を要求する悪質な出版社のセールスマンが横行しています。

税務署では、出版物の訪問販売は行っておりませんし、税務署員が納税者のお宅などに伺う場合は必ず身分証明証を持っています。

「おかしいな...」「変だな...」と思ったらまずお近くの税務署へお問い合わせください。

新津税務署 ☎22-2151

心配ごと 相談

場 所 老人福祉センター
時 間 午後一時～四時
六月の相談日

7日(火)	斉藤 一策	本望 清策
14日(火)	高橋千代子	佐藤弓楓子
21日(火)	吉田 吉平	太田甲子一
28日(火)	木村敬三郎	佐藤二三雄

相談は無料、秘密厳守。

無料 法律相談

相談日 六月二十二日(水)
午前九時～十二時まで
会場 役場保健センター保健指導室(二階)
相談員 古川 兵衛 弁護士

申し込みは前日までに役場住民係へ電話(38-3111番内線37番)でお願いします。申し込み人数により、時間を変更することがあります。

健康相談 母子手帳 発行日の お知らせ

妊娠及び乳幼児、その他健康について、お悩みの方を対象に健康相談を行っております。

日 時 六月六日、十三日、二十日、二十七日の各月曜日
午前九時～午前十一時三〇分
午後一時～午後四時三〇分
会場 役場保健センター

※母子手帳発行の際に、健康指導を行いますので、**かならずご本人がおいでください。**(印鑑をご持参ください)